

しながわ

平成24年(2012)

11/11

1850号

人権週間
特集号

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



実現しよう 平和で心ゆたかな 人間尊重社会

人権尊重都市宣言のまち 品川区 12月4日～10日は人権週間です

●世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

●区取り組み

区では、平成5年4月に都内で唯一の「人権尊重都市品川宣言」を制定し、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざして、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。

今年も小中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば」や「人権週間 講演と映画のつどい」を開催します。この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことのできない。幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。今日、我が国社会の人情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う
(人権尊重都市品川宣言より)

池田山公園(東五反田5-4)

品川区民憲章制定30周年記念

講演 人と人をつなぐ言葉の大切さ

テレビで41年テレビで活躍されている須田哲夫さんが、これまでの活動や経験を踏まえてお話しします。

講師/
須田哲夫(フジテレビエグゼクティブアナウンサー・解説委員)

※手話通訳・要約筆記付き。



人権週間 講演と映画 のつどい 12月5日(水)

午後1時開演(午後0時30分開場)
きゅりあん大ホール(大井町駅前)
定員/1,100人(抽選)
申込方法/11月14日(水)(消印有効)までに、往復はがき(1枚で2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井5-2-17)へ ※結果は11月下旬発送。

映画 食堂かたつむり

恋人に家財道具一式を持ち逃げされ、ショックから声を失った倫子は、故郷に帰って食堂「食堂かたつむり」を開く。食堂かたつむりの客は1日一組みで、倫子のつくる料理を食べた客には次々と奇跡が起き、願いがかなう食堂とのうわさになる。そんなある日、子どもの時から大嫌いだったおかん・ルリコから自らが余命が半年であることを聞かされる。
出演/柴咲コウ 余貴美子 他 ※字幕付き。



©2010「食堂かたつむり」フィルムパートナーズ

みんなが築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権にも十分配慮した行動をとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人ひとりの心に訴え、全ての人が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現をめざしましょう。

●女性の権利を守ろう

男女の役割を固定的にとらえる意識から生まれる家庭や職場における男女差別や配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントの問題が起きています。女性・男性ともに能力と個性を發揮できる社会の実現が望まれます。

●子どもの人権を守ろう

いじめ、体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノなどの問題が起きており、子どもの生命が奪われたり、心身や人格の形成に重大な影響が及んだりしています。子どもも一人の人間として最大限に尊重されなければなりません。

●高齢者を大切にすることを育てよう

高齢者に対する就職差別、介護者などによる身体的・心理的虐待、家族による経済的虐待などの問題が起きています。高齢者は精神的にも肉体的にも不安を持っているので、生きがいを持って暮らせる社会にすることが求められています。

●障害のある人の自立と社会参加を進めよう

車いすでの乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、障害がある人に対する理解不足から生じる偏見や差別などの問題があります。障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会（ノーマライゼーション）が望まれます。

●部落差別をなくそう

部落差別とは日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分差別に基づくものです。被差別部落出身という理由で結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの差別を受け、基本的人権が侵害されています。

●アイヌの人々に対する理解を深めよう

法の下の平等を保障された国民であるにもかかわらず、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が

依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統や現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

●外国人の人権を尊重しよう

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要です。

●HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう

エイズ、ハンセン病をはじめとする感染症に対する誤った知識や理解不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。患者・元患者の方に対する理解は不十分な状況といえます。

●刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が重要です。

●犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。被害者の立場を尊重した言葉や態度で接してくれる周囲の人々の支えがとて重要でです。

●インターネットを悪用した人権侵害はやめよう

インターネットの普及により、個人の名譽が毀損されたり、差別を助長するおそれのある表現が掲載されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が発生しています。この問題について、個人の名譽やプライバシーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

●北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮が拉致を認めてから10年になりま

す。「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」も施行され、我が国の国民的課題である拉致問題の早期解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題について風化させぬよう、関心と認識を深めていくことが必要です。

●ホームレスに対する偏見をなくそう

自立の意思がありながらもやむをえずホームレスとなる人々が多くいる中、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題が起きています。近隣住民やホームレスの人権に配慮するとともに、地域における自立支援に対する理解と協力が必要です。

●人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引（トラフィック）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

●性的指向を理由とする差別をなくそう

同性愛者や両性愛者の人々への偏見は根深く、様々な場面で人権問題が発生しています。性的指向を理由とする差別は、現在では不当であるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別を受けているのが現状です。

●性同一性障害を理由とする差別をなくそう

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の条件を満たす場合には性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障害者に対する偏見や差別があります。性同一性障害の正しい理解が求められています。

●東日本大震災に起因する人権問題に取り組みよう

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

しながわ人権のひろば2012

日時 12月1日(土)～3日(月)午前9時30分～午後4時45分 ※3日は午後3時まで。 会場 荏原文化センター(荏原中延駅徒歩5分)

- 小中学生人権標語・ポスター展
 - 人権啓発パネル展(人権擁護委員の活動紹介など)
- 会場/レクリエーションホール

12月1日(土)

●女性弁護士による法律相談
時間/①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時
会場/第2講習室
定員/各5人(先着)
申込方法/11月30日(金)までに、電話で男女共同参画センター ☎5479-4104へ

12月2日(日)

●映画「奇跡」DVD上映会
離婚した両親がやり直し、再び家族4人で暮らす日を夢見ている航一(前田航基)。母親と祖父と鹿兒島で暮らしながら、福岡で父親と暮らす弟・龍之介(前田旺志郎)と連絡を取っては家族を元通りにする方法に頭を悩ませる航一は、九州新幹線全線開通にまつわるうわさを聞きつけ、ある無謀な計画を立て始める。
時間/午後1時30分～4時
※上映に先立ち、「小学生人権メッセージ」と「中学生人権作文」の品川区代表作品を朗読します。
出演/前田航基、前田旺志郎 他 ※字幕付き。
定員/400人(先着)
会場・観覧方法/当日、大ホールへ
問い合わせ/人権啓発課



©2011「奇跡」製作委員会

●人権擁護委員による人権身の上相談
時間/①午前9時30分～午後0時30分 ②午後1時30分～4時30分
会場/第2講習室
定員/各3人(先着)
申込方法/11月30日(金)までに、電話で広報広聴課区民相談室 ☎3777-2000へ

12月3日(月)

●家庭教育講演会「子どもの心とどう向き合うか～"不安"を"希望"に変える子育て」
時間/午前10時～正午
講師/石川結貴(作家) ※手話通訳付き。
定員/430人(先着)
託児/2歳～就学前のお子さん20人(先着) ※おやつ代100円。
○託児希望の方は、11月27日(火)までに、電話で庶務課へ。
会場・参加方法/当日、大ホールへ
問い合わせ/庶務課庶務係 (☎5742-6823 Fax5742-6890)

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「みんなが築こう人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をキャッチフレーズに様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いしています。
今年は「人権メッセージ」の発表に鈴ヶ森小学校5年生の皆さんが参加しました。「人権の花」運動では城南・第四日野・浜川小学校の皆さんが「オクラ」「ポンポン百日草」「松葉ボタン」の花を咲かせました。「人権作文」は品川学園・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。
このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。(品川区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員	野田律子(東品川)	小原愉里(東品川)	小路 良(南大井)
	小越是誠(南大井)	小野悦子(南大井)	森田和枝(西大井)
	海沼マリ子(平塚)	山本文武(旗の台)	富沢敦子(戸越)

人権擁護委員による人権身の上相談

悩みをお持ちの方は一人で悩まずに、気軽にご相談ください。
相談日/第1・3火曜日午後1時～4時
※当日午前9時より ☎3777-1111(代表)へ電話予約。
場所・問い合わせ/区民相談室 ☎3777-2000
○人権週間街頭キャンペーン 12月5日(水)午前11時30分から大井町駅前

障害者週間 記念のつどい

障害者週間(12月3日～9日)を記念し、区民の理解と関心を深め、障害者の社会参加を促進することを目的として毎年開催しています。

日時/12月9日(日)午後1時～4時(正午開場)
第1部 記念式典・障害者表彰
第2部 日立ソリューションズ吹奏楽団演奏
第3部 日本ろう者劇団 手話狂言
会場・参加方法/当日、きゅりあん大ホール(大井町駅前)へ
※先着1,000人に記念品あり。
※手話通訳・要約筆記付き。
※視覚障害のある方へ副音声で舞台の解説(イヤホン付きFMラジオ要持参)。
※SPコード付きちらし・プログラム(音声変換装置設置)、点字プログラム有り。
問い合わせ/障害者福祉課(☎5742-6707 Fax3775-2000)